

太陽光発電促進付加金の概要について

太陽光発電の余剰電力買取制度は、「エネルギー供給構造高度化法^{※1}」に基づき制定され、太陽光発電システムによって作られた電力のうち、使われずに余った電力（余剰電力）を、法令で定める条件により電力会社が買取する制度で、平成 21 年 11 月 1 日から開始されました。

電力会社が余剰電力の買取に要した費用は、低炭素社会の実現という観点から、平成 22 年 4 月 1 日以降、「太陽光発電促進付加金」として、電気をご使用になる全体的なお客さまにご負担いただいております。

また、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度が、平成 24 年 7 月 1 日から開始しており、「太陽光発電促進付加金」とあわせて、買取に要した費用を平成 24 年 8 月分の電気料金から「再生可能エネルギー発電促進賦課金^{※2}」として、お客さまの使用電力量に応じてご負担いただいております。

同制度開始に伴い、「太陽光発電促進付加金」のご請求は、平成 26 年 9 月分をもって終了します。

※1 エネルギー供給構造高度化法：エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年 8 月 28 日施行）。

※2 平成 25 年度の単価（税込）：1kWhにつき 0 円 35 銭

【「太陽光発電促進付加金」単価の算定方法】

○平成 26 年 4 月分

現行の単価（1kWhにつき 0 円 02 銭）の算定方法と同様となります。

○平成 26 年 5 月分～平成 26 年 9 月分

$$\begin{array}{c}
 \text{太陽光発電促進付加金単価} = \frac{\text{余剰電力買取に要した費用 (平成 24 年 7 月)} - \text{余剰電力の買取により削減できた発電費用} \pm \text{過去の買取費用と実際の「太陽光発電促進付加金」との過不足費用}}{\text{平成 26 年 5 月～9 月における全体の需要電力量 (想定値)}}
 \end{array}$$

(注) 上記算定式により算定した太陽光発電促進付加金単価（消費税等相当額加算前）について、1 銭未満（小数点第 3 位以下）は切り捨てとします。

太陽光発電促進付加金単価は、法人事業税等相当額および消費税等相当額を反映します。

